

2016年3月18日

<受託研究事務局への申請・お問い合わせ等における

予約制の徹底について>

製薬会社 担当者 各位

開発業務受託機関 担当者 各位

平素より大変お世話になっております。

この度、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター薬事委員会より「医薬品情報担当者（MR）等の情報提供活動に対する取り決め」が一部改正され、平成28年4月から医薬品情報担当者（MR）等の情報提供活動は予約制に変更となります。

つきましては、臨床研究支援室の受託研究の申請・問い合わせ等についても、予約制を周知徹底させていただきますので、市販後調査や副作用報告等に関する申請やお問い合わせのため、受託研究事務局にお越しいただく場合は、アポイントを取得いただきますようよろしくお願いいたします。アポイントを取得されなかった場合、原則、対応いたしません。

但し、次に掲げる場合は、アポイントの取得を不要とします。

- 1) 効果安全性委員、治験調整医師等の治験関連業務を依頼するために医師と面談し、当該医師等から受託研究事務局に確認する旨、指示があった場合
- 2) 契約書・結果通知書等の受託研究に関する資料の受領のみの場合

<アポイントの取得方法>

国立病院機構名古屋医療センターのホームページ → 「臨床研究センター」 → 「臨床研究支援室」 → 「受託研究」 → 「お問い合わせ先」に掲載されているアドレスにご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、下記の受託研究事務局までメールにてご連絡ください。
ご協力の程、よろしくお願いいたします。

国立病院機構名古屋医療センター 受託研究事務局
米島 正

